

豊山町高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会について

1. 関係法令

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18. 4施行)
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(H24. 10施行)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H28. 4施行)

2. 本協議会での協議内容

- 高齢者、障害者虐待防止に関わる、関係機関、団体との連携・協力、情報交換について
- 住民、関係機関へ虐待防止、早期発見、対応の協力などの啓発について。
- 高齢者、障害者虐待発生時の対応、養護者への支援について振り返りを通し、虐待防止、対応方法についての検討。
- 障害を理由とする差別に関する個別の相談についての事案解決の後押しや、事案を通じて抽出された課題、地域特性を踏まえた課題などについて。

3. ネットワーク関係機関の虐待防止等へ役割について

虐待は、身近に起こりうる問題です。高齢者、障害者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切です。虐待をしている養護者が虐待を自覚していない場合や虐待を受けている高齢者、障害者が養護者をかばって知られないようにする場合があります。



行政だけでは、虐待の早期発見、虐待のおそれがあるケースの把握はできない。
虐待発生時の対応も関係機関の協力がなければ、対応が困難です。



関係機関、関係団体との連携、情報共有のためのネットワークの構築が必要となります。

○民生委員、地域住民、自治会など

- 虐待を理解して、早期発見、見守り活動。
養護者支援への協力。
虐待を発見した際、虐待が疑われる際の通報。

○介護・障害者福祉施設、事業所、社会福祉協議会など

→福祉サービス介入支援。

早期発見、啓発施策への協力

虐待を発見した際、虐待が疑われる際の通報。

虐待発生時の対応への協力

○弁護士、警察、医師、保健所など

→関係機関介入支援。

早期発見、啓発施策への協力

虐待を発見した際、虐待が疑われる際の通報。

虐待発生時の対応への協力

【参考】

保健・医療・福祉などの関係者で職務上、高齢者・障害者虐待を発見しやすい立場にある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

(高齢者虐待防止法第5条、障害者虐待防止法6条)

養護者による高齢者、障害者虐待を受けたと思われる高齢者、障害者を見つけた者は、その高齢者、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。また、重大な危険が生じているか定かではないが虐待を受けていると思われる高齢者、障害者を見つけた場合にも速やかに通報するよう努めなければなりません。

刑法(明治41年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、高齢者、障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。

(高齢者虐待防止法第7条、障害者虐待防止法第7条)

通報又は届出を受けた場合、その通報を受けた職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させる情報等を漏らしてはならないこととされています。

(高齢者虐待防止法第8条、障害者虐待防止法第8条)